

民間保育所に対する運営費実施要綱

令和 8 年 2 月 6 日 7 こ保発第15290号区長決定

改正 令和 8 年 3 月31日 7 こ保発第16390号区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 24 条第 1 項に規定する保育所に対し、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条に規定する施設型給付費の支給及び法第 45 条の規定により定められた東京都児童福祉施設の設備及び運営に関する条例（平成 24 年東京都条例第 43 号。以下「東京都条例」という。）の規定を超えて行う保育内容の充実に要する経費、法第 24 条の規定に基づく保育の充実に要する経費及び区内民間保育所の運営の安定に資する経費の支給に関し必要な事項を定め、児童の健全な発育と児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入所児童 法第 24 条第 1 項の規定に基づき、保育所において保育を実施する児童をいう。
- (2) 保育所 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条の規定により設立された社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）等が設置し、運営する保育所をいう。
- (3) 常勤 各職種において、次に掲げる要件の全てを満たす者をいう。
 - ア 期間の定めのない労働契約を結んでいること（1 年以上の労働契約を結んでいる場合を含む。）。
 - イ 労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 5 条第 1 項第 1 の 3 号により明示された就業の場所が当該保育所であり、かつ従事すべき業務が職種に即したものであること。
 - ウ 次のいずれかに該当し、かつ、常態的に勤務していること。
 - (ア) 勤務時間が当該保育所の就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（1 か月に勤務すべき時間数が 120 時間以上であるものに限る。）に達していること。
 - (イ) (ア) 以外であって、勤務時間が 1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上であること。
 - エ 当該保育所（一括適用の承認を受けている場合は本社等）を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。
- (4) 非常勤 保育所に雇われている職員の中で、常勤以外の者をいう。
- (5) 保育士 法第 18 条の 4 に規定する者をいう。
- (6) 保健師 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 2 条に規定する者をいう。
- (7) 助産師 保健師助産師看護師法第 3 条に規定する者をいう。
- (8) 看護師 保健師助産師看護師法第 5 条に規定する者をいう。
- (9) 定員 子ども・子育て支援法第 31 条第 1 項に規定する利用定員をいう。

(入所児童の年齢計算)

第3条 入所児童の年齢計算は、入所した当該年度の 4 月 1 日を基準日として行う。

- 2 前項の規定により年齢を計算された入所児童が、年度を超えて引き続き同一保育所に在籍することとなる場合の年齢計算は、毎年度の初日を基準日として行う。
- 3 前 2 項の規定により年齢を計算された入所児童の年齢は、その年度中に限り変更しないものとする。

(適用範囲)

第4条 この要綱は、区長が保育の実施を決定した児童の在籍する保育所について適用する。

(運営費)

第5条 運営費及びその対象経費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施設型給付費 子ども・子育て支援法第 27 条に規定する施設型給付費

(2) 法外援護費 別表第 1 に掲げる経費

- 2 保育所が、施設型給付費における「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域保育、特別利用地域保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成 27 年 3 月 31 日付け内閣府告示第 49 号。以下「費用の額の算定に関する基準等」という。）に係る、特定教育・保育等に要する費用の額（以下「公定価格」という。）の基本加算部分、特定加算部分（以下「各種加算」という。）の認定を受けようとするときは、別記 1 のとおりとする。

（運営費算定基準）

第 6 条 前条第 1 項第 1 号の施設型給付費の額は、子ども・子育て支援法第 27 条第 3 項第 1 号に規定する額とする。

- 2 前条第 1 項第 2 号に掲げる経費については、別表第 1 のとおりとする。

（零歳児保育事業）

第 7 条 区長は、零歳児保育の充実を図るため、零歳児保育実施保育所（以下「零歳児保育所」という。）を行う事業者に対して、次に定める要件を求めるものとする。

(1) 定員

零歳児定員は、2 歳未満児定員の 2 分の 1 以下であることを原則とし、かつ、6 人を下回ることができないものとする。

(2) 設備及び運営

ア 零歳児 1 人につき、乳児室及びほふく室を通じて 3.3 平方メートル以上の有効面積があること。

イ 保健室（最低基準に定める医務室が零歳児の静養室の機能を有する場合は、この限りでない。）、調乳室（専用の調乳室が設けられない場合は、調理室の一部を調乳場所として区画することをもって足りる。）、沐浴室（沐浴室に代わる沐浴設備を置く場合は、この限りでない。）及び便所を設けること。

ウ 零歳児が専用に使Ⓐできる屋外遊戯場（歩行運動及び外気浴等を行う場所をいう。）を設けるように努めること。

エ 零歳児の心身発達に即応した遊具その他零歳児用備品を整備すること。

オ 危険防止及び非常災害時における緊急避難につき、万全の対策を講ずるとともに、不測の事態に対処するための態勢を確立すること。

カ 保健師、助産師又は看護師（以下「保健師等」という。）のいずれか 1 人を配置すること。保健師等は、保育士との協力のもとに零歳児の異常の発見、特に登所時における健康観察を通じての異常の有無の確認及び医師との連絡を行うほか、健康診断、予防接種の計画及びその実施に対する協力等保健活動に従事するものとする。

キ 調理員を 1 名増配置すること。ただし、平成 10 年 2 月 18 日付け児発第 86 号厚生省児童家庭局長通知「保育所における調理業務の委託について」に基づき、全ての調理業務を委託する場合には、調理員を置かないことができる。

ク 給食は、衛生的取扱いについて細心の注意を払うとともに、零歳児の発育及び健康状態、家庭の食生活等を十分理解し、個人差に応じた給食を実施するよう努めること。

ケ 健康管理の徹底を図るため、嘱託医（一般児童の嘱託医と兼務）に積極的な協力を求め、少なくとも月 1 回以上の診療契約を結び、業務内容の充実を図ること。

(11 時間開所保育事業)

第8条 11 時間開所実施保育所の要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 開所時間 開所時間が 11 時間以上であること。

(2) 設備及び運営 定員 60 人以下の保育所については 1 名の非常勤保育士、定員 61 人以上の保育所については常勤保育士及び非常勤保育士各 1 名の増配置を行い、開所時間内における入所児童の安全確保及び保育内容の向上に努めること。

(休日・夜間保育事業)

第9条 休日・夜間保育事業の要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 休日保育事業 大田区休日保育事業実施要綱（平成 14 年 3 月 26 日付け）に定める事業を実施する施設であること。

(2) 夜間保育事業 夜間保育所の設置認可等について（平成 12 年 3 月 30 日付け児発第 298 号厚生省児童家庭局長通知）により設置認可された施設であること。

(産休等代替職員採用事業)

第10条 産休等代替職員採用事業とは、保育所において常勤の職員が出産又は傷病のため休業を必要とする場合のその職員の職務を行わせるための代替職員（以下「産休等代替職員」という。）を臨時的に採用し、入所児童の正常な処遇の確保に努める事業をいう。

(産休等代替職員採用期間等)

第11条 産休等代替職員費加算の対象となる代替職員の採用期間は、次に定めるところによる。

(1) 出産のため休業する職員（以下「産休職員」という。）に係る代替職員の採用期間は産休職員が産前の休業（産前 8 週間（多胎妊娠の場合は 16 週間）、産後 10 週間を超えないものとし、早産の場合は、産休開始から 16 週間を超えないものとする。）を始める日から起算して 16 週間（多胎妊娠の場合は 24 週間）以内とする。

(2) 傷病のため休業する職員（以下「病休職員」という。）に係る代替職員の採用期間は病休職員が療養のために 14 日（休日等を含む。）以上休業を要する場合とし、その期間は 180 日（休日等を含まない。）を限度とする。

2 産休等代替職員は、健康状態に異常が認められず、かつ、資格の定めがある場合は、職種ごとに所定の資格を有する者でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、産休等代替職員が保育士の場合で特別の事情がある場合は、有資格者が得られない理由書とともに、児童福祉施設において児童の保護に直接従事した経験がある者（高校生のアルバイトは不可）又は保育士試験の科目の一部に合格した者を採用することができる。

4 産休等代替職員は当該施設で新たに職員を雇用し任用することを原則とするが、傷病等の突発的な事由により早急に代替職員を雇用することが困難な場合については、当該施設において従前から雇用している職員を充てることができる。ただし、当該施設の施設型給付費または法外援護費に算入される職員または従前から算入されている職員は除く。

(産休等代替職員採用承認申請)

第12条 保育所の設置者は、職員が出産又は傷病のため休業する場合で、当該保育所の設置者が入所児童の正常な処遇の確保のため産休等代替職員を採用等したときは、当該休業職員が就業規則又は労働契約の定めるところにより労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 11 条に規定する賃金の全額の支給を受ける場合に限り産休等代替職員採用承認申請書（別記第 1 号様式）により、原則として採用の 10 日前までに区長に申請しなければならない。

2 区長は、産休等代替職員の採用承認申請を行う者に対し、内容審査に必要な証明書、帳簿等の提示を求めることができる。

(産休等代替職員採用承認)

第13条 区長は、前条の規定により、産休等代替職員の採用承認申請があったときは、その内容を審査の上産休等代替職員採用承認通知書（別記第 2 号様式）により通知するものとする。

(産休等代替職員の雇用がなくなったとき等の報告)

第 14 条 保育所の設置者は、産休等代替職員との雇用関係がなくなったとき又は産休等職員が就業したときは、速やかに産休等代替職員採用調書（別記第 3 号様式）により区長に報告しなければならない。

(請求及び支給手続)

第 15 条 運営費の支給を受けようとする保育所の設置者は、請求書（別記第 4 号様式）を原則請求月の当月 10 日までに必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

2 区長は、請求者に対し内容審査に必要な証明書、帳簿等の提示を求めることができる。

3 区長は、第 1 項の規定による請求があったときは、審査の上、速やかに運営費を支払うものとする。

4 運営費の支給を受けた保育所の設置者（以下「受給者」という。）は、この要綱で定める目的以外に運営費を使用してはならない。

(実績報告等)

第 16 条 受給者は、運営費の支給に係る会計年度が終了したとき又は法第 35 条第 11 項の規定により、保育所の廃止の承認を受けたときは、それぞれの日から 30 日以内に区長に対し、運営費支給実績確認書（別記第 5 号様式）を提出しなければならない。

2 区長は、受給者に対し、必要があるときは、運営費の執行状況について報告を求めることができる。

3 区長は、前項の報告を受け、必要がある場合は、その処理について適切な指示をすることとする。

(その他の報告について)

第 17 条 保育所の設置者は、入所児童に事故があったときは、区長に対し、「特定教育・保育施設における事故発生時の事故報告書の提出について」（平成 27 年 5 月 20 日付 27 こ保発第 10521 号）のとおり、速やかに事故報告書（別記第 7 号様式）を提出しなければならない。

2 保育所の設置者は、延長保育について、開始・変更・廃止する場合は、実施月の前年度の 8 月までに区長に対し、延長保育事業開始・変更・廃止届（別記第 8 号様式）を提出しなければならない。

3 延長保育事業を実施する保育所の設置者は、毎月、第 15 条第 1 項に基づく請求書の提出とともに、区長に対し、延長保育事業等実績報告書（別記第 9 号様式）を提出しなければならない。

4 保育所の設置者は、休日保育について、開始・変更・廃止する場合は、原則として実施月の前年度の 8 月までに区長に対し、休日保育事業開始・変更・廃止届（別記第 10 号様式）を提出しなければならない。

5 前 3 項の届出に関し、新たに設置される保育所の設置者については、別途区長の定める期日までに提出するものとする。

(運営費支給の取消しについて)

第 18 条 区長は、次の各号のいずれかに該当したときは、運営費の支給の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により運営費の支給を受けたとき。

(2) 目的以外に運営費を使用したとき。

(3) 運営費の交付の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(運営費の返還について)

第 19 条 区長は、前条各号のいずれかに該当する場合は、運営費の全部若しくは一部につき支払を停止し、又は既に支払った運営費の全部若しくは一部について期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第 20 条 受給者は、第 19 条の規定により、運営費の支給が取り消され、前条の規定によりその返還を命じられたときは、その命令に係る運営費の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該運営費の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 受給者は、運営費の返還を命ぜられた場合において、これを納期までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金（100 円未満を除く。）を納付しなければならない。

3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、^{じゅん} 閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

4 区長は、第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、受給者の納付した金額が返還を命じた運営費の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた運営費の額に充てるものとする。

5 区長は、第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた運営費の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（費用の徴収の禁止について）

第 21 条 受給者は、第 5 条に定める経費と使途が重なる対象経費に関し、入所児童の保護者から費用を徴収してはならない。ただし、区長が認めるときは、この限りでない。

（援護費の弾力運用について）

第 22 条 保育所の設置者は、子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成 27 年 9 月 3 日付け府子本第 254 号、雇児保発 0903 第 6 号。以下「経理等通知」という。）に定める要件を満たし、経理等通知別表 2 に掲げる経費に保育所運営費を充ててもその経費に不足が認められるときは、経理等通知 8 の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合に限っては、法外援護費を弾力運用することができる。

（1） 保育所対策事業費については、経理等通知の 1（2）の①から⑦までに掲げる要件を満たし、経理等通知別表 1 に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所にあつては、一般保育所対策事業費を限度額として当該保育所に係る経理等通知別表 2 に掲げる経費に充てることができる。

（2） 零歳児保育特別対策事業費及び 11 時間開所保育対策費については、経理等通知の 1（2）の①から⑦までに掲げる要件を満たし、経理等通知別表 1 に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所にあつては、処遇改善費として加算された額に相当する額の範囲内で当該保育所に係る経理等通知別表 2 に掲げる経費に充てることができる。

2 保育所の設置者は、前項の規定により経理等通知別表 2 に掲げる経費等のうち借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出に法外援護費を充てる場合は、事前に償還時期等が記載された資金収支計画書等を区長に提出し、協議しなければならない。

（書類の整備保管）

第 23 条 受給者は、運営費に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、当該運営費を受給した会計年度終了後 5 年間保管しておかななければならない。

（その他）

第 24 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、こども未来部長が定める。

付 則（令和 8 年 2 月 6 日 7 こ保発第 15290 号）

（施行期日）

1 この要綱は、決定の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに区長が保育の実施を決定した児童の在籍する保育所については、なおその効力を有する。

(経過措置)

- 3 当面の間、事業者の予期しない職員の休退職が発生したときは、別記13第7項第1号イ（ア）及び（イ）中「 $(3\text{歳児数} \times 1 / 15) + (4 \cdot 5\text{歳児数} \times 1 / 25)$ 」とあるのは、「 $(3\text{歳児数} \times 1 / 20) + (4 \cdot 5\text{歳児数} \times 1 / 30)$ 」と読み替えて適用できるものとする。この場合において、別記13第7項第1号における保育士の区加算職員（常勤及び非常勤）の配置に対する法外援護費は支給しないものとし、欠員等対策費の算定に係る保育士数の特定においては本項の規定を適用しない。

付 則（令和8年3月31日7こ保発第16390号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。なお、別記13の5（1）イの算式における主任代替保育士数の加算については、令和8年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和9年3月31日までの間、別表1の「欠員等対策費」及び「施設独自保育士加算」の算定にあたっては、別記13の5（1）イの算式における主任代替保育士数の加算を、主任保育士専任加算の適用有無にかかわらず、除外することができる。
- 3 令和10年3月31日までの間、事業者の予期しない職員の休退職が発生したときは、別記13第5項第1号イ（ア）及び（イ）中「 $(3\text{歳児数} \times 1 / 15)$ 」とあるのは、「 $(3\text{歳児数} \times 1 / 20)$ 」と読み替えて適用できるものとする。この場合において、別記13第5項第1号における保育士の区加算職員（常勤及び非常勤）の配置に対する法外援護費は支給しないものとし、欠員等対策費の算定に係る保育士数の特定においては本項の規定を適用しない。
- 4 当面の間、事業者の予期しない職員の休退職が発生したときは、別記13第5項第1号イ（ア）及び（イ）中「 $(4 \cdot 5\text{歳児数} \times 1 / 25)$ 」とあるのは、「 $(4 \cdot 5\text{歳児数} \times 1 / 30)$ 」と読み替えて適用できるものとする。この場合において、別記13第5項第1号における保育士の区加算職員（常勤及び非常勤）の配置に対する法外援護費は支給しないものとし、欠員等対策費の算定に係る保育士数の特定においては本項の規定を適用しない。

別記

第1号様式

(第12条関係)

第2号様式

(第13条関係)

第3号様式

(第14条関係)

第4号様式

(第15条関係)

第5号様式

(第16条関係)

第6号様式 削除

第 7 号様式
（第 17 条関係）
第 8 号様式
（第 17 条関係）
第 9 号様式
（第 17 条関係）
第 10 号様式
（第 17 条関係）
第 11 号様式
（第 5 条関係）
第 12 号様式
（第 5 条関係）
第 13 号様式
（第 5 条関係）
第 14 号様式
（第 5 条関係）
第 15 号様式
（第 5 条関係）
第 16 号様式
（第 5 条関係）
第 17 号様式
（第 5 条関係）
第 18 号様式
（第 5 条関係）